

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百二十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十七年十一月十日

川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

指定番号	第十二号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十七年十一月四日
指定に係る道路の位置	朝霞市栄町五丁目千五百九十九ー十一から栄町三丁目千六百三十二ー三まで
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	二百七・〇
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	十六・〇